

第24回入善町農業委員会議事録

令和7年7月11日午後1時30分から第24回入善町農業委員会が3F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 17名

出席委員 17名

1番 五十里 章	2番 廣 清 奈緒美	3番 寺 田 晴 美	4番 森 下 さゆり
5番 森 下 吉 光	6番 上 田 幸 嗣	8番 竹 田 隆 浩	9番 嶋 先 良 昭
10番 安 藤 清 雅	11番 小 林 真一郎	12番 米 山 義 隆	13番 坪 野 和 夫
14番 前 田 俊 彦	15番 永 山 美 和	16番 亀 田 英 司	17番 上 野 好 雄
18番 田 中 吉 春			

欠席委員 0名

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	長 島 努
入善町農業委員会	係 長	川 原 弘 美
入善町農業委員会	主 任	浜 西 亮 介
入善町農業委員会	主 事	前 川 祐喜子

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第86号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第4	議案第87号 農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件について
日程第5	議案第88号 入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件について

議長（米山 義隆）

皆様、おつかれさまです。連日の猛暑で日差しが厳しく、ちょっと雨が降ってほしいなという状況になっています。この暑さが稲にどういった影響を与えているか、令和5年度の時のような品質の低下、収量の低下、こういった影響がなければ良いなと思っています。私のてんたかくも穂が出始めました。平年よりも10日ほど早い状況です。おそらくお盆の頃に刈取になるのかなと思っています。これからの管理というのは水管理も含めて肥培管理の難しい時期にきているなど感じております。熱中症対策が会社等でも義務化されまして、スポーツ飲料を飲み放題にしたり、お互い必ずペアを組んだ仕事の仕方に変えたり、そういったことでこの対策に取り組んでおります。体調管理に十分に注意いただいて、お盆に向けて、農作業に取り組んでいただいて、体の管理と肥培管理を行っていただければと思います。

それでは議案にしたがって進めさせていただきます。

順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第5の終了までといたしたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、会期を本日 1 日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長（米山 義隆）

次に、日程第 2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。17 番上野委員と 18 番田中委員に決定
いたしたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、ご両名に決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、日程第 3、議案第 86 号、農地法第 5 条の規定による意見進達についてを議題といたします。
それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第 86 号「農地法第 5 条の規定による意見進達について」次のとおり許可申請がありましたので審議
を求めます。

申請地は、入善町上野 1580 番 4 の 1 筆で、地目は田、現況地目は宅地、面積は 114㎡です。

今回の申請地は、

譲受人の〇〇〇〇〇さんの義理の父と、譲渡人の〇〇〇さんの父が、農地法の許可を得ずに、宅地と
交換の契約をしていたものです。

交換した当人はすでに亡くなっており、今回、相続登記の手続きを行うにあたり、農地法の許可を得
ていない違反転用であることが判明し、是正のために申請するものです。

申請地は、隣接する宅地と一体的に利用されており、住宅のほかに、家族や来客用の駐車場や子供が
遊ぶことができる庭、また申請地には、隣家からの目隠しのために植栽しており、生活に必要なスペー
スとなっております。

申請地は第 1 種農地ですが、転用目的が「一般住宅敷地の拡張」であり、許可基準は「既存施設の拡
張」に適合すると認められます。

また、申請地につきましては、昭和 50 年 11 月 25 日に除外済であり、入善土地改良区の同意書等も添付
されていることから、本案件は転用可能と考えます。

農業委員の意見書は廣清委員にいただいております。

以上 1 件、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（米山 義隆）

それでは現地の確認を行いました廣瀬委員から補足説明をお願いします。

廣瀬委員

6 月 16 日に申請者の〇〇さんと現地確認をしてきました。現状は事務局の説明のとおりです。申請者の
住宅の外構部になっており、隣接地との間に垣根が植えてあります。特に問題ないと判断しハンコを押
しました。

議長（米山 義隆）

はい、ありがとうございました。それでは質疑に入りたいと思います。

議長（米山 義隆）

申請地の下側にあるのは田ですか。〇〇〇や〇〇〇は。

事務局

こちらは公衆用道路になります。個人所有の宅道になります。

議長（米山 義隆）

〇〇〇や〇〇〇は田で左側の田から入れるから問題ないということですか。

事務局

そのとおりです。

議長（米山 義隆）

ほかに何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。議案第86号、農地法第5条の規定による意見進達について、原案通り県知事へ進達することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は原案通り県知事へ進達することに決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、議案第87号、農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件についてを議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第87号、「農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件について」入善町から提出になった農用地利用集積等促進計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、その意見を求めます。

農用地利用集積等促進計画により、出し手農家の方から農地中間管理機構へ賃貸借権等が設定され、農地中間管理機構から受け手農家の方に賃貸借権等が設定され、農地の貸し借りができるようになります。

また、農用地利用集積等促進計画を定める場合、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、あらかじめ、関係する農業委員会の意見を聴くものとなっております。

今回は、別紙の補足資料にて報告させていただきます。

【別紙一覧で説明】

地区別についてはご覧の通りです。

合計のみ読み上げます。

新規は、8件、25筆、21,300㎡

再設定は、48件、80筆、144,950㎡

合わせて56件、105筆、166,250㎡です。

参考に前年同月の農業委員会の件数も記載してあります。

以上、よろしくお願いします。

議長（米山 義隆）

はい、ありがとうございました。それでは質疑に入りたいと思います。自分の地区などを見ていただいて意見があればご発言をお願いいたします。

前田委員

配分先変更でちょっと違っているのではないかちょっと疑問がある。6ページの25752について、再と記載してあるが、ここが変更前は〇〇〇〇〇〇〇が借受人なので配分先変更、変更前、〇〇〇〇〇〇〇〇となるのではないか。そういうところがいくつかある。なぜなのか。

議長（米山 義隆）

今言われたのは〇〇〇〇〇〇〇〇さんの部分ですね。

前田委員

再ということは〇〇〇〇〇〇〇〇が前からやっていたということです。去年は〇〇〇〇〇〇〇〇が作っていて、今年は〇〇〇〇〇〇〇〇がやっているの。

事務局

再というのは中間管理機構通しの契約を再度契約するという意味です。一度、書類を確認させていただいて誤りであれば訂正いたします。その間、他の案件を進めていただければ。

事務局

今の話は、機構通しの借受人が元々〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇でしたか。

前田委員

〇〇〇〇〇〇〇〇と〇〇〇〇〇〇〇〇と〇〇さんで去年の暮に集約化について、話し合いをして、ちょっと変更をして、それが今上がってきている。

事務局

おそらく、〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんのこの一筆については、期限を向かえたものではないかと思えます。他の筆は機構通しの期限が残っているもので配分先変更になっているのではないかと思います。期限を向かえたものを再契約する場合、土地の所有者と耕作者と両方のハンコを押してもらう必要がありますが、配分先変更は耕作者のみで変更することができるものになります。

事務局

先ほどの再になっている箇所について、台帳を確認したところ、元々〇〇〇〇〇〇〇〇さんと相対契約となっていたものが、終期を向かえた後、〇〇〇〇〇〇〇〇さんと機構通しの契約になったものです。再と新の違いですが、再は相対契約か機構通しで利用権がすでに設定されているものが、期限を向かって更新するものになります。相対契約から機構通し契約に変わっても再になります。新はいままで利用権が設定されていなかったものに利用権を設定する場合になります。今回のケースは相対契約で〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんで契約があったものが、更新により機構通しで〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんになったので再になります。議案の記載としては、新しい耕作者の欄に載せさせていただいています。なので、この再という表示は必ずしも記載されている耕作者が以前も同じだったというわけではありません。

前田委員

機構通しの契約で耕作者が変更になる場合は配分先変更なんですね

事務局

そうです。配分先変更は耕作者だけの契約変更になりますので、契約期間などは変わらないということになります。

議長（米山 義隆）

地域計画をやってきた中でこういった話はあると思いますので、その都度またご相談いただければと思います。

議長（米山 義隆）

ほかに何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。議案第87号、農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件について、原案通り決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は原案通り決定することにいたします。

議長（米山 義隆）

次に、議案第88号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件についてを議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第88号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件について、入善町から提出になった入善農業振興地域整備計画変更案について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、意見を求めます。

農振除外等の申請は年4回ですが、今回は6月受付分の申請で、農振除外が1件あります。

申請番号1番。除外対象地は入善町上飯野〇〇の一筆、地目は田、面積は2,989㎡です。申請地の位置図は9ページをご覧ください。除外願出者は黒部市〇〇〇〇の〇〇 〇〇さん、譲受人は入善町上飯野〇〇〇の株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇で除外後の用途は工場立地です。

譲受人の株式会社〇〇〇〇〇〇〇さんは、医療用注射液を入れるアンプル容器製造メーカーで、上飯野地区に第1工場、第2工場を所有しており、年間3,600万個のアンプル製品の生産を行っていますが、近年、アンプル等の容器の受注が増加しているため、生産量を増加させることを計画しています。

そのため、工場を増設し、生産性向上と生産量増加の計画を立て、今回の申請に至りました。

第2工場を増設する予定であるため、隣接地を申請地にしており、申請面積は2,989㎡で、建物面積910㎡と緑地面積105㎡、資材置き場や防火上必要なスペース、従業員駐車場20台、トラック5台、通路、トラックの旋回スペース、雪捨て場等で1,974㎡となっており、事業に必要な最小限の面積です。

雨水排水については、工場建設地以外のアスファルト舗装部分にて深さ最大17cmで、約170㎡の雨水を留める構造として排水量を調整して、水田の時の排水量以下となるよう調整した上で、申請地北側の既存排水路に放出します。

除外要件については、効率的な生産体制を図るため、既存の工場と近接的に整備する必要があり、第2工場を起点に周辺の土地を検討したところ、隣接している申請地が最も適しており、周辺に必要な面積を確保できる農地以外の土地、第2種農地及び第3種農地もないことから、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められ、除外可能と考えます。

議長（米山 義隆）

はい、ありがとうございました。それでは質疑に入りたいと思います。

安藤委員

この申請地の下側の道路の幅員はどうなってますか。

事務局

利用計画図上では4mになっています。建物は第2工場と一体的に利用するため、前面道路は第2工場に

隣接している道路になります。

安藤委員

下側の道路からは出入りはしないですか。

事務局

実際の運用として出入りするかどうかは分かりませんが、基準となる道路は第2工場に隣接している道路になります。

安藤委員

西側の道路の幅員はどうなっていますか。

事務局

西側道路の幅員は記載がありませんが、下側道路より広く、第2工場が建っていることから基準を満たした道路だと思われます。

議長（米山 義隆）

ちなみに、〇〇〇〇と〇〇〇〇〇〇〇〇〇の間の土地は誰のものですか。

事務局

〇〇〇〇の所有になります。

議長（米山 義隆）

ほかに何か質問等ありますか。ないので、本案件の採決を行いたいと思います。議案第88号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件について、原案通り決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は原案通り決定することにいたします。

議長（米山 義隆）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

議長（米山 義隆）

次回の総会の日程をお知らせしておきます。
令和7年8月8日金曜日午後1時30分より行います。
それでは事務局より連絡事項をお願いします。

事務局

（令和7年度視察研修日程案について）

事務局

（富山県農業施策に関する政策提案（案）について）

事務局

（農地パトロールについて）

議長（米山 義隆）

その他、何かご意見等はございませんか。

議長（米山 義隆）

ないようですので、これをもちまして、第24回入善町農業委員会を閉会したいと思います。次回の総会は令和7年8月8日金曜日、午後1時30分になります。

（閉会 午後2時00分）